

運営状況概要書

(公益 1)

法人名 :

公益財団法人 秋田県国際交流協会

設立年月日 平成3年7月1日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 佐竹 敬久	基本財産等	975,254千円	県出資等額及び比率	750,000千円	(76.9%)	所管部課名	企画振興部国際課	
設立目的	県民の国際理解を深め、国際交流活動を促進することにより、様々な国籍や多様な文化的背景を持つ人々が、共に安心して暮らし、地域の活性化を図り、多文化共生のまちづくりを推進することにより、秋田県の国際化に寄与することを目的とする。								
事業概要	①外国籍県民のサポート ②国際理解の促進・人材育成 ③国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体の支援及び団体への活動機会の提供 ④国際交流に関する情報提供 ⑤海外諸国との友好交流								
関連法令、県計画	あきた国際化推進プログラム、新秋田元気創造プラン								
役員数 (R6.7.1現在)	理事	監事	評議員	計	職員数 (R6.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			
	1	6	2		7	1	15	2	5(1)

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	○外国人も安心して生活できる多文化共生社会を推進するため、地域で外国人を支えることのできる人材の掘り起こし及び育成を行う。				
取組	○多文化共生人材育成のため、あきた日本語サポーター登録者数を増やすとともに、人材育成に関する各種事業を実施する。 【目標】 あきた日本語サポーター登録者数 R 4 年度:93人、R 5 年度:96人、R 6 年度:98人、R 7 年度:100人 多文化共生推進に係る担い手育成研修等の実施回数 R 4 年度:20件、R 5 年度:21件、R 6 年度:22件、R 7 年度:23件				

3 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度
経常収益	35,144	38,810
基本財産・特定資産運用益	25,510	25,510
受取会費・受取寄附金	456	515
受託事業収益	7,482	11,022
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金	1,696	1,763
その他の収益		
経常費用	30,791	35,423
事業費	22,534	26,438
管理費	8,257	8,985
人件費(事業費分含む)	18,469	18,578
当期経常増減額	4,353	3,387
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	4,353	3,387
当期指定正味財産増減額		
当期正味財産増減額合計	4,353	3,387

②貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度
流動資産	20,657	21,315
固定資産	1,236,807	1,239,707
資産計	1,257,464	1,261,022
流動負債	738	909
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	738	909
指定正味財産	1,201,254	1,201,254
うち基本財産充当額	975,254	975,254
一般正味財産	55,472	58,859
うち基本財産充当額		
正味財産計	1,256,726	1,260,113
負債・正味財産計	1,257,464	1,261,022

<主な経営指標>

項目	令和4年度	令和5年度	増減※
経常収支比率 (経常収益 ÷ 経常費用)	114.1%	109.6%	△4.6
流动比率 (流动資産 ÷ 流動負債)	2799.1%	2344.9%	△454.2
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	99.9%	99.9%	△0.0
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

※要支給職員なし。

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

運営状況評価表

(公益 1)

法人名 :

公益財団法人 秋田県国際交流協会

I 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況

【令和5年度実績】

- あきた日本語サポーター登録者数：118人（前年度：105人、目標：96人）
- 多文化共生推進に係る担い手育成研修等の実施回数：26件（前年度：23件、目標：21件）

【自己評価】

- 日本語学習支援に関心のある方等を対象としたスキルアップ講座や小中高生を対象とした異文化理解のためのイベントの開催、職場訪問やインターンシップの希望者の積極的な受入れなどを図ったことで、目標を達成した。

2 経営状況

【令和5年度実績】

- 経常収益：38,810千円（前年度：35,144千円）
- 経常費用：35,423千円（前年度：30,791千円）
- 収支決算：3,387千円（前年度：4,353千円）

【自己評価】

- 令和5年度の収支決算は、受託事業の増加による収益増加や物件費の節減などで、339万円の黒字となった。○なお、当期黒字のうち300万円については、今後の専門性の高い職員の確保・育成に備えて平成26年度に創設した「人材確保・育成積立金」に積み立てた。
- 当期も基本財産・特定資産の取り崩しではなく、また、県からの財政的支援や累積債務もない。
- 財務状況は安定しているが、将来の受託事業収入の減少や人件費の増加に備え、今後も継続してコスト管理を行う。

II 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況

【所管課評価】

- 行動計画における目標は2年連続で達成されており、引き続き目標達成に向けた取組を続けていただきたい。

2 経営状況

【所管課評価】

- 財源が安定的に確保されており、出捐金の取崩し、県からの運営費補助及び貸付けは行われておらず、健全な財務状況を維持している。
- 法人全体の経常収支比率は+5%を超えるものの、公益目的事業会計においては財務3要件を満たしており、健全な財務状況を維持していることも併せ、A評価とする。

III 委員会評価

総合評価 法人全体の取組・運営状況に関するコメント

A

- 行動計画に定める目標については全て達成しているほか、前年度実績を上回っている状況であることから、公益的事業の安定的実施に努めていると評価できる。
- 経営状況に関して、県からの運営費補助や貸付は行われておらず、健全な財務状況を維持しているものと評価できる。

【委員からの提言】

- 県内大学で進める国際化の動きや労働人口の減少に伴う外国人材の受入、インバウンドの増加など、今後も県内における国際交流のニーズは高まるものと予測される。
- このため、同協会が果たす役割は一層大きくなるものと想定されることから、人材育成や支援策の充実等を図るとともに、県民の国際理解はもとより外国人が秋田に愛着を持つような取組の推進についても期待したい。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針

- 今後も公益的事業の安定的実施と健全な財政状況の維持に努めながら、国際交流のニーズや県内在住外国人の増加を見据えた人材育成や支援策等の強化を図るとともに、外国人と県民との交流や相互理解を促す機会により一層の創出に取り組む。

所管課の対応方針

- 今後も安定した法人運営がなされるよう適切な指導監督を行うとともに、県民の国際理解の推進や多文化共生社会構築のための中核的な存在である協会と引き続き連携し、取組を進める。

法人名 (公財)秋田県国際交流協会

①令和 6 年度計算書類等

法人所管課 国際課

公益財団法人秋田県国際交流協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県国際交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民の国際理解を深め、国際交流活動を促進することにより、様々な国籍や多様な文化的背景を持つ人々が、ともに安心して暮らし、地域の活性化を図り、多文化共生のまちづくりを推進することにより、秋田県の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 在住外国人のサポート
- (2) 国際理解の促進・人材育成
- (3) 国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体の支援
- (4) 国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体への活動機会の提供
- (5) 国際化に関する情報提供
- (6) 海外諸国との友好交流
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会において基本財産とすることを決議した財産
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産

から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理及び運用)

第6条 資産の管理及び運用は、理事長（第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が行うものとし、その方法は、理事会の承認を経て、理事長が別に定めるところによる。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に、評議員を 3 名以上置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 名が議長とともに記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち 1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事及び監事は、再任させることができる。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議

を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法 (公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局 (事務局)

第41条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 前項の事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 賛助会員 (賛助会員)

第42条 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

第12章 補則 (委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長、副理事長及び常務理事は、次に掲げる者とする。
理事長 佐竹 敬久

副理事長 須田 精一

副理事長 相澤 孝

常務理事 高橋 訓之

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩本 孝一

榎本 克彦

今野 庄蔵

柴田 誠

鈴木 亨

高貝 秀子

町田 大輔

5 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

民間企業・団体等の出捐金一覧

(単位:円)

民間企業・団体				民間国際交流団体			
No.	分野	企業名・団体名	金額	No.	分野	団体名	金額
1	金融	(株)秋田銀行	25,000,000	1	国際交流団体	青年海外協力隊秋田県OB会	100,000
2		(株)北都銀行	13,000,000	2		秋田県華道連盟	70,000
3	報道	(株)秋田魁新報社	4,000,000	3		国際ソロップチミスト秋田	70,000
4		(株)秋田放送	3,000,000	4		秋田県国際交流をすすめる女性の会	70,000
5		秋田テレビ(株)	3,000,000	5		秋田ユネスコ協会	70,000
6	医療	(社)秋田県医師会	2,000,000	6		県北報公会	70,000
7		(社)秋田薬剤師会	900,000	7		秋田日独協会	70,000
8	建設	中央建設業協会千秋会	6,000,000	8		日本ユニセフ協会秋田友の会	70,000
9		(社)秋田県建設業協会	5,000,000	9		秋田県国際交流研究会	35,000
10	電力	東北電力(株)秋田支店	5,000,000	10		明日の秋田を創る中国研修友の会	30,000
11	旅行	東日本旅客鉄道(株)秋田支社	1,000,000	11		秋田水墨画協会	20,000
12		近畿日本ツーリスト(株)秋田支店	1,000,000	12		あきた南米交流会	20,000
13		日本通運(株)秋田航空支店	1,000,000	13		日本青年国際交流機構秋田県支部	15,000
14		日本エアサービス(株)秋田営業所	1,000,000	14		IYYホームステイの会	12,000
15		東急観光(株)秋田支店	1,000,000	15		海外事情教育研究会	10,000
16		(株)日本交通公社秋田支店	800,000	16		日中友好文通の会秋田県支部	10,000
17	商工団体	秋田県商工会連合会	1,000,000	17	その他	その他個人	30,000
18	農業団体	秋田県JA五連	4,000,000	国際交流団体出捐金小計			
19	工業	由利工業(株)	10,000,000	企業・団体寄付金小計			
20		アキタ電子(株)	1,000,000	民間出捐金合計			
21		五洋電子工業(株)	1,000,000	海外協会資産引受金額			
22		アイデックス(株)	1,000,000	市町村出捐金金額			
23		東北製紙(株)秋田工業	1,000,000	秋田県出捐金金額			
24		小林工業(株)	700,000	基本財産合計			
25		アキタ・セキエレクトロニクス(株)	400,000				
26	印刷	秋田印刷製本(株)	1,000,000				
27		秋田協同印刷(株)	600,000				
28		(株)塚田美術印刷	500,000				
29		三戸印刷(株)	300,000				
30		秋田活版印刷(株)	300,000				
31	鉱業	三菱マテリアル(株)秋田精錬所	700,000				
32		石油資源開発(株)秋田鉱業所	300,000				
33		日本鉱業(株)船川製油所	300,000				
34	その他	(社)秋田造園協会	2,000,000				
企業・団体出捐金小計				98,800,000			

※企業・団体は業種別、民間交流団体は出捐金額順です。

※上記のほかに、特定資産(国際交流・支援基金)として秋田県から5億円の補助金があります。
(基金一部取崩により令和6年3月31日現在の残高は、2億2600万円です。)

※この他に、特定資産(人材確保・育成積立金)として3300万円があります。

市町村の出捐金一覧

(単位:円)

No.	市町村名	金額
1	秋田市	32,862,000
2	能代市	7,079,000
3	横手市	11,788,000
4	大館市	9,175,000
5	男鹿市	4,351,000
6	湯沢市	6,369,000
7	鹿角市	4,318,000
8	由利本荘市	9,724,000
9	潟上市	3,409,000
10	大仙市	10,547,000
11	北秋田市	4,752,000
12	にかほ市	3,242,000
13	仙北市	3,697,000
14	小坂町	818,000
15	上小阿仁村	381,000
16	三種町	2,459,000
17	八峰町	1,087,000
18	藤里町	539,000
19	五城目町	1,442,000
20	八郎潟町	830,000
21	井川町	641,000
22	大潟村	335,000
23	美郷町	2,647,000
24	羽後町	2,129,000
25	東成瀬村	380,000
	合 計	125,001,000

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人秋田県国際交流協会

時 点 : 令和6年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	佐竹 敬久	秋田県知事
2	副理事長	須田 精一	YURIホールディングス(株)取締役会長
3	副理事長	三浦 力	(株)秋田銀行取締役常務執行役員
4	常務理事	信田 隆善	(公財)秋田県国際交流協会事務局長
5	理事	石黒 かほる	秋田県日中友好協会副会長
6	理事	佐々木 司	由利本荘市副市長
7	理事	南谷 佳弘	(大)秋田大学学長
8	監事	鈴木 明文	(地独)秋田県立病院機構理事長
9	監事	石上 靖晃	(株)北都銀行執行役員営業推進部長
10	評議員	磯貝 健	(大)国際教養大学副学長
11	評議員	稻場 みち子	秋田県人権擁護委員協議会人権擁護委員
12	評議員	小川 浩義	前(株)秋田魁新報社論説副委員長
13	評議員	後藤 猛	(大)秋田大学副学長
14	評議員	小林 建一	前秋田ユネスコ協会会長
15	評議員	成田 光明	秋田空港ターミナルビル(株)専務取締役
16	評議員	水澤 聰	秋田県商工会議所連合会常任幹事
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和6年度 事業計画

1 多文化共生社会の推進

(1) 外国人相談センターの運営

在住外国人の総合相談窓口として協会内に設置している「外国人相談センター」において、日常の生活相談のほか出入国やDV等に関する専門的な相談について、日本語・中国語・英語・韓国語・タガログ語・ベトナム語で対応する。

対応言語	受付時間
日本語、タガログ語、 ベトナム語	月～金曜日 9：00～17：00
中国語、英語、韓国語	毎週木曜日 13：00～17：00

*タガログ語・ベトナム語は要予約 *緊急時は随時対応

このほか、高度に専門的な相談に対応するため、出入国在留管理局の職員や弁護士による外国人のための専門相談会を開催する。（予約制、年6回開催、相談料・通訳料は無料）

また、市町村や教育機関へ外国人相談センターの周知を行うとともに、よくある相談内容を取りまとめた「外国人そだんQ&A」を改訂・配付する。

さらに、保健・教育機関からの相談において、言語や文化面での仲介役が必要と判断される案件には、AIA コミュニティサポーター（通訳）を帯同して面談相談に対応するなど、県内の外国人相談体制の充実と強化を図り、外国人が暮らしやすい地域づくりを進める。

(2) 災害時の外国人支援

大規模災害発生時に設置される「災害多言語支援センター」の運営が円滑に行えるよう、日頃より県・市町村の担当や日本語教室、警察、社会福祉協議会等との連絡・協力体制の構築を図る。

また、様々なイベント等において「やさしい日本語」の周知を行うほか、関係者等との連携を図り災害時の外国人支援に対する意識啓発を行う。

(3) 多文化共生を推進する人材の確保

① AIA コミュニティサポーターバンクの運営

在住外国人の支援及び県民の国際理解の推進を図るために、語学力や異文化について理解がある県民等を「AIA コミュニティサポーター」として登録し、通訳・翻訳・文化紹介などの依頼に応じて派遣する。

② AIA ボランティアの確保

秋田県内の大学等に所属する留学生に日本文化や秋田の家庭の日常生活を体

験してもらうための「ホストファミリーボランティア」、日本語での会話力の上達を目指す外国出身者の会話のパートナーとなる「おはなしボランティア」をそれぞれ募集・登録し、派遣やマッチングを行う。

「ホストファミリーボランティア」については、留学生とホストファミリー及びホストファミリー間の交流促進・新規ボランティア登録促進を図るために交流会を実施する。

(4) AIA訪問受入

職場訪問やインターンシップの希望者を受け入れ、児童、生徒、学生、教師等の国際協力、多文化共生社会に対する理解を深める。

(5) 人材育成等

①日本語教育支援

日本語教育指導者の後継者不足の解消や、質の高い指導人材の確保・育成を目的に、岩手、山形並びに国際教養の3大学と岩手県、山形市の両国際交流協会等と連携した地域日本語教育専門人材養成事業を3年目となる令和6年度も引き続き実施する。

また、地域日本語教室の指導者、日本語教育に関心のある者や外国人を雇用する企業の担当者を対象に、日本語教育に係る実践的な項目について研修を実施する。

さらに、県内の日本語教室を積極的に訪問し、現場の学習環境の把握を行う。

②AIAコミュニティサポーター・ボランティアの研修

AIAコミュニティサポーター及びAIAボランティアを対象に、実践で役立つ通訳・翻訳技術の向上等を目的に研修会を開催する。

③あきた日本語サポーターの登録

地域に暮らす外国人が孤立することなく安全・安心に暮らしていくためには、地域社会との意思疎通に必要な日本語能力を身に着けることが重要なことから、外国人に日本語を教えられる者や日本語教育に関心のある者を「あきた日本語サポーター」として登録し、日本語指導者を必要としている企業や個人とのマッチングを行う。

また、さらなる外国人セーフティネットワークづくりに繋げるため、新たなサポーターの掘り起こしに努める。

(6) 日本語教育支援の充実強化

技能実習生の増加など在住外国人の増加が見込まれる中、日本語教育に関する支援体制の遅れなどの課題に対応するため、秋田県が新たに策定する「秋田県日本語教育の推進に関する基本方針」に基づき、日本語教育環境を整備していく上で必要と見込まれるコーディネート機能の強化など、協会としての新たな支援体制の構築に向けた検討を進める。

2 民間団体等の活動の活性化

(1) 連携・協力のための情報収集と情報提供

①あきた国際活動民間団体ネットワークの運営

国際交流・国際協力・多文化共生などの活動を行っている団体に、あきた国際活動民間団体ネットワーク「あきたエアネット」への登録を促すとともに、その活動内容を広く県民に知ってもらうため、各登録団体から「あきたエアネット」に提出される活動報告書を、ホームページやFacebookに掲載する。

また、各団体主催の事業へ積極的に参加するなど、各団体と顔の見える関係を構築する。

(2) 助成事業

①あきた国際活動助成金の交付

地域で国際交流、国際協力、国際理解又は多文化共生社会の推進のための活動を行っている民間団体等の活動費の一部を助成することにより、地域に密着した民間団体等の主体的な取り組みを推進する。

②海外移住者支援事業

県人移住者が母県との絆を深めるとともに、県人会の活動を通して秋田県の情報発信をしてもらうため、南米4県人会の活動費の一部を助成する。

3 国際交流に関する情報や機会の提供

(1) 多様な媒体による多言語での情報発信

ホームページやFacebook、Eメール等のネットワーク媒体や情報誌などを活用して、在住外国人に必要な生活情報や制度の改正等の情報を、日本語・中国語・英語・韓国語（情報誌はタガログ語やベトナム語並びにネパール語も）により提供する。

また、協会の活動内容を随時紹介するほか、県内の市町村や国際交流団体が実施するイベントなど、国際交流に関する情報を広く発信する。

(2) 異文化交流スペースの運営管理

協会内に在住外国人と県民が自由に交流できるスペースを設置し、毎週木曜日並びに夏季・冬季休み期間中にインターナショナルデーとして、県CIRやコミュニティセンターを活用した交流会を開催するとともに、外国の文化を紹介する企画展示を定期的に行う。

また、ユニセフライブラリー、民族衣装や国旗の貸出を行うほか、Wi-Fi（無線LAN）環境の提供を行う。

(3) あきた国際フェスティバル 2024

県民の異文化体験や在住外国人との交流の場を提供するために、県民の誰もが気軽に参加できるフェスティバルを開催する。

国際交流活動団体の活動紹介や外国人等による外国文化紹介ブース、各国のダンスや音楽を楽しむステージパフォーマンス、クイズラリーなど、多くの県民が参加できる多様なプログラムを実施する。

【期日】令和6年10月6日（日）

【場所】秋田拠点センター ALVE きらめき広場

4 諸外国との交流

(1) 中国甘粛省からの技術研修員の受入

本県と友好協定を締結している中国甘粛省から考古学技術研修員を受け入れ、博物館等において研修を行う。また、県内の文化施設を訪問し日本文化を学ぶほか、県民との交流機会を通じて県民の国際理解を促進する。

【受入期間】9月頃～（1ヵ月程度）

【受入人数】1名

【研修場所】県立博物館、埋蔵文化財センター、当協会等

5 業務執行・管理体制の強化

(1) 協会体制の強化

日本語教育支援の充実・強化に関し、既存事業に加えてコーディネート機能の強化など協会としての新たな支援体制の構築を見据え、語学力を備えた正規職員を1名採用する。

また、有期雇用職員の賃金水準引き上げや研修の充実により職員士気を高揚させることにより協会体制の強化を図る。

(2) 協会事業の周知等

県内市町村広報や報道機関を活用して協会の事業内容の紹介を行うほか、各種会議やイベント等において協会の事業に関するPR活動等を行うことにより、協会事業の周知を図る。

また、関係団体等を訪問し、相互の連携・協力体制の構築を図る。

(3) 賛助会員の確保

県内で国際交流事業に取り組んでいる企業や団体等に協会の事業内容等を紹介し、事業の趣旨に賛同する企業等を募る。

収支予算書(損益)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基 本 財 産 運 用 益	21,309,013	21,309,014	△ 1
国 債 受 取 利 息	14,188,009	14,188,009	0
地 方 債 受 取 利 息	7,121,000	7,121,000	0
定 期 預 金 受 取 利 息	4	5	△ 1
特 定 資 産 運 用 益	4,200,973	4,200,931	42
國 債 受 取 利 息	4,199,680	4,199,680	0
定 期 預 金 受 取 利 息	634	634	0
人 材 確 保 ・ 育 成 積 立 金	659	617	42
そ の 他 固 定 資 産 運 用 益	96	95	1
定 期 預 金 受 取 利 息	96	95	1
受 取 会 費	499,000	462,000	37,000
贊 助 会 員 会 費 (個 人)	69,000	72,000	△ 3,000
贊 助 会 員 会 費 (團 体)	430,000	390,000	40,000
事 業 収 益	7,295,000	16,335,000	△ 9,040,000
自 主 事 業 収 益	0	0	0
研 修 会 受 講 料	0	0	0
受 託 料 収 益	7,295,000	16,335,000	△ 9,040,000
外 国 人 相 談 セン ター 運 営 事 業	5,336,000	5,483,000	△ 147,000
甘 肅 省 技 術 研 修 員 受 入 事 業	1,462,000	1,425,000	37,000
南 米 ネ ッ ト ワ ー ク 構 築 事 業	0	3,200,000	△ 3,200,000
沿 海 地 方 専 門 家 受 入 事 業	0	0	0
多 文 化 共 生 人 材 育 成 事 業	497,000	497,000	0
天 津 市 青 少 年 友 好 交 流 事 業	0	0	0
ウ ク ラ イ ナ 避 難 民 受 入 支 援 事 業	0	5,730,000	△ 5,730,000
受 取 補 助 金	1,511,000	1,511,000	0
海 外 移 住 者 支 援 事 業	1,411,000	1,411,000	0
地 域 国 際 化 協 会 連 絡 協 議 会 助 成	100,000	100,000	0
県 職 員 互 助 会 公 益 事 業 助 成	0	0	0
受 取 負 担 金	200,000	200,000	0
J I C A 負 担 金	200,000	200,000	0
雜 受 取 利 息	0	0	0
雜 受 取 利 息	0	0	0
經 常 収 益	35,015,082	44,018,040	△ 9,002,958
(2) 経常費用			
事 業 費	25,818,000	33,135,000	△ 7,317,000
給 福 会 手 当 費	10,834,000	10,440,000	394,000
旅 利 厚 議 費	2,679,000	2,470,000	209,000
旅 費 交 通 費	69,000	102,000	△ 33,000
海 通 外 旅 通 費	1,653,000	2,429,000	△ 776,000
信 通 費 運 通 費	490,000	1,490,000	△ 1,000,000
海 通 外 信 通 費	676,000	715,000	△ 39,000
減 価 損 費	10,000	10,000	0
消 費 費	98,000	125,000	△ 27,000
車 図 費	644,000	1,039,000	△ 395,000
教 材 費	154,000	231,000	△ 77,000
圖 書 費	111,000	111,000	0
教 材 費	30,000	50,000	△ 20,000

法人名 (公財)秋田県国際交流協会

②令和 5 年度計算書類等

法人所管課 国際課

財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
預金	普通預金 秋田銀行県庁支店 北都銀行本店	運転資金として 第4四半期分JICAコピー機使用負担金 公用車リサイクル預託金	20,953,236 321,141 8,418 22,166 9,770
未収金			
貯蔵品(切手)			
前払費用			
流動資産合計			21,314,731
(固定資産)			
基本財産			
投資有価証券	国債 第12回利付国債 第12回利付国債 地方債 第9回東京都債	公益目的等保有財産であり、満期保有目的で保有し、運用益を公益目的事業及び法人運営の財源として使用している。	28,927,108 646,254,134
預金	定期預金 秋田銀行県庁支店		299,829,500
特定資産			
投資有価証券	国債 第12回利付国債 第31回利付国債 第12回利付国債	公益目的等保有財産であり、満期保有目的で保有し、運用益を公益目的事業及び法人運営の財源として使用している。	125,683,301 64,818,008 3,745,866
預金	定期預金 秋田銀行県庁支店 北都銀行本店		18,752,825 13,000,000
積立金	定期預金 秋田銀行県庁支店	人材確保・積立金規程に基づく積立金であり、公益目的等保有財産として保有し、運用益を公益目的事業に使用する。	33,000,000
その他固定資産			
建物	アルミパーテーション ローパーテーション ガラスパーテーション	事務局内の間仕切り等である。	1 62,211 499,947
車両	スズキソリオ	相談コーナー間仕切り 公用車として公益目的事業及び法人運営に使用している。	1
備品	マスコットキャラクターエディ	広告宣伝用として公益目的自主事業に使用している。	1
備品	ポータブル電源	災害により停電した際に外国人支援業務を継続するために使用する。	162,851
預金	定期預金 秋田銀行県庁支店	公益目的等保有財産であり、運用益を法人運営に使用している	4,728,307
固定資産合計			1,239,707,453
資産合計			1,261,022,184
(流動負債)			
未払金		別紙内訳のとおり	470,107
預り金		別紙内訳のとおり	438,479
流動負債合計			908,586
負債合計			908,586
正味財産			1,260,113,598

令和5年度 事業報告

令和5年4月 1日から
令和6年3月 31日まで

公益財団法人 秋田県国際交流協会

主な事業の実績

I 多文化共生社会の推進

1 外国籍県民のサポート

協会内に設置している「外国人相談センター」において、在住外国人等の総合相談窓口として、日常の生活相談のほか出入国やDVに関すること等の専門相談を受け付けし、在住外国人の支援を行った。

また、地域外国人相談員や関係機関と連携し、外国人が暮らしやすい地域づくりに向けてネットワークの構築を図ったほか、仙台出入国在留管理局、秋田弁護士会、秋田県行政書士会の協力により無料相談会を開催するなど相談体制の充実に努めた。

(1) 相談対応

「母語で相談できる」という安心を保障し、個別のニーズに応じた細かな情報提供と、相談者自身の自己決定を前提にした適切な選択肢を提示した。

対応言語	受付時間
日本語、タガログ語、 ベトナム語	月～金 9:00～17:00 ※タガログ語、ベトナム語は事前予約制
中国語、英語、韓国語	木曜日 13:00～17:00

【相談受付件数】336件

(29ページ「令和5年度外国人のための相談実績」参照)

(2) 地域外国人相談員配置事業（受託）

県が委嘱している地域外国人相談員と連携して相談体制の充実と強化を図り、外国人が暮らしやすい地域づくりを推進した。その一環として、全県の市町村を対象に地域外国人相談員連絡会議を開催し、「災害時の外国人支援」をテーマに、情報発信、情報収集の現状と課題について話し合った。

ICTツールを活用した多言語対応のほか、「やさしい日本語」で情報を発信するなど、すぐにできる取り組みを共有した。

【活動件数】297件 (30ページ「令和5年度 地域外国人相談員活動状況（地区別合計）」参照)

【連絡会議開催日時】第1回：令和5年5月19日（金）13:30～16:00

第2回：令和5年8月7日（月）13:30～16:00

第3回：令和6年1月18日（木）13:15～15:00

(3) 災害時の外国人支援

7月の大震災の際は、協会ホームページ、SNS、メールなどにより避難情報等の提供を行った。また、様々な自然災害の特徴や備えについてまとめた「外国人のための防災ハンドブック」を多言語で発行した。



2 國際理解の促進・人材育成

(1) AIA サポーター銀行の運営、ボランティアの確保

① AIA コミュニティサポーターの周知と利用促進

通訳・翻訳による在住外国人のサポート（災害時含む）や、外国の文化を日本語で紹介できる人材を登録し、要請に応じて派遣した。

	
インドネシアの文化紹介	コロンビアの文化紹介

AIA コミュニティサポーター登録者数	179 名
通訳・翻訳登録言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語、ドイツ語、ベトナム語、フランス語、インドネシア語、ロシア語、中国語（台湾）、ネパール語、ポルトガル語、タガログ語、ウクライナ語、クメール語、マレー語、ヒンディー語
文化紹介対象国	アメリカ、イスラエル、インド、インドネシア、ウガンダ、オーストラリア、カナダ、韓国、カンボジア、クロアチア、コロンビア、スコットランド、スペイン、スリランカ、タイ、台湾、中国、中南米、中米、ツバル、ドイツ、ニュージーランド、ネパール、ハンガリー、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、メキシコ、

	モザンビーク、ロシア
通訳・翻訳依頼件数	32 件
通訳・翻訳派遣人数	45 名（延べ）
文化紹介依頼件数	5 件
文化紹介派遣人数	9 名（延べ）

② おはなし、イベントボランティア

日本語を上達させたい外国出身者の日本語学習サポートを行うおはなしボランティア、及び協会事業をサポートするイベントボランティアの募集、登録を行い、活動を希望する依頼者に紹介した。

【登録者数】おはなしボランティア 118 名、イベントボランティア 67 名

【組合せ数】7 組

（2）あきたのファミリー事業

地域の一般家庭との交流ができるよう県内で学ぶ留学生と登録ファミリーとのマッチングを行うとともに、新規ファミリー登録の受付を行った。

【募集時期】通年

【ファミリー登録数】79 家族

【組合せ数】5 組

（3）人材育成等

① AIA コミュニティセンターを対象とした研修の実施

各センター、ボランティアの活動に役立つ研修会を開催した。

通 訳 研 修 会	目的	通訳技術の向上
	開催日	令和6年3月16日（土）
	会 場	オンライン開催
	講 師	内藤 稔氏 (東京外国語大学大学院総合国際学研究院 准教授) 
	AIA	

	研修内容	○通訳技術訓練法の紹介と実践 ○通訳ロールプレイ
	参加者数	12名
翻 訳 研 修 会	目的	翻訳技術の向上
	開催日	令和6年2月2日～2月29日（通信添削形式）
	対象言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語
	研修内容	課題①入学児童募集要項 ②災害に遭ったとき 連絡の取り方
	参加者数	17名（延べ）

① 日本語学習支援等

外国人労働者の受入れ増加等を見据えて日本語指導者の確保を図るため、日本語指導ができる、または指導に関心のある者を「あきた日本語サポートー」に登録した。

日本語教育指導者の後継者不足の解消や、質の高い指導人材の確保・育成を目的に、なか東北（山形・岩手・秋田）3大学と各地域の国際交流協会が連携した「地域日本語教育専門人材養成講座」を実施した。

この講座は、学習者のニーズや特性等を理解し、日本語教育に関する知識・技術・教育観を習得させ、地域で暮らす外国人に日本語を教える専門人材の養成を内容としており、本県からは7名が全ての科目を修了した。

また、「あきた日本語サポートー」及び日本語指導に関心のある方、現在地域において日本語指導をされている方等を対象とした「日本語学習支援者養成講座」（全5日）を秋田県からの受託事業「多文化共生人材育成事業」により実施し、外国人の日本語学習を支援する知識や技術を学ぶ機会の提供に努め、日本語指導者の育成を図った。

【日本語学習支援者養成講座】

◇開催期間 初級文法基礎：令和5年11月4日、11日、21日

オンライン指導基礎：令和5年11月18日、12月2日

◇講 師 国際教養大学 教授 左治木敦子氏

准教授 嶋ちはる氏、堀内仁氏

講 師 宮淑氏、平田友香氏、

町田絵美氏、荒井美帆氏

◇概要

講座名	会場	開催日	会場受講者数	Zoom受講者数	Youtube視聴者数	受講者数合計
初級文法基礎	指導のポイントと活動案(4日:意向形／命令形・禁止形／条件形、11日:可能形／受身形／使役形)					
	秋田県社会福祉会館 本館A棟 第3会議室	11月4日	17	6	19	42
	秋田県社会福祉会館 本館A棟 第4会議室	11月11日	11	5	19	35
	秋田市日本語教室授業見学及び支援者交流会					
	秋田市にぎわい交流館 AU(あう) アート工房1	11月21日	21	-	-	21
	計		49	11	38	98
オンライン指導基礎	Zoomの使い方 Part1					
	国際教養大学 D棟2階 D201教室	11月18日	9	-	-	9
	書籍教材の研究・国際教養大学リソース紹介					
	国際教養大学 D棟2階 D201教室	11月18日	9	-	-	9
	Zoomの使い方 Part2／オンライン教材の研究と活動案・事例紹介(横手市日本語教室)					
	Zoom(オンライン開催)	12月2日	-	12	-	12
計			18	12	-	30
合計			67	23	38	128



(4) AIA訪問受入事業

職場訪問やインターンシップを希望する者を受け入れ、国際協力、多文化共生に対する理解を深めてもらうとともに、協会の事業内容の周知を図った。

【受入件数】職場訪問 2 件、インターンシップ 4 件

【受入者数】職場訪問 6 名、インターンシップ 9 名

II 民間団体等の活動の活性化

1 民間団体の育成・支援

(1) あきた国際活動民間団体ネットワークの推進

県内で国際交流や国際協力、多文化共生等の活動を行う団体に対し、「あきた国際活動民間団体ネットワーク」（以下「あきたエアネット」という。）への登録を促した。

ネットワーク団体から活動報告書を提出してもらいその活動を把握した。

また、団体の連絡先や活動内容等をホームページ上で公開し、いつでも連携がとれる体制を整えるとともに、広く県民に団体とその活動内容を紹介するよう努めた。

【登録団体数】75団体

（2）助成事業

① あきた国際活動助成金

県内で国際交流、国際理解、国際協力等多文化共生を進める民間の団体を対象に、その活動に助成（限度額＝8万円／団体）し、本県における国際化の一層の進展を図った。

【交付団体数】7団体 【助成金総交付額】450,812円

（31ページ「令和5年度AIA国際活動助成金交付額一覧」参照）

② 海外移住者支援事業

南米移住者秋田県人会の活動を支援するため、県からの補助金により県人会の活動費を一部助成した。

【対象県人会】	国名	名称
	ブラジル	ブラジル秋田県人会 アマゾン地域秋田県人会
	アルゼンチン	在亞秋田千秋会
	パラグアイ	ピラボ秋田県人会

【交付額】合計1,395,000円

2 活動機会の提供

（1）あきた国際フェスティバル2023

より多くの県民に気軽に参加してもらえるよう、交通アクセスの良い秋田拠点センター「アルヴェ」を会場に開催した。

キッチンカー出店などの企画や広報の充実を図ったことにより、幅広い国・地域・年齢層の県民が来場した。

ワールドブースやステージパフォーマンス等を通じて、普段は交流機会の少ない在住外国人と県民が触れ合い、お互いへの理解を深める貴重な場となった。

（共催：独立行政法人国際協力機構（JICA）東北支部）

あ き た 国 際 フ エ ス テ イ バ ル	開催日	令和5年10月1日（日）
	会 場	秋田拠点センター「アルヴェ」
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ステージパフォーマンス (スコットランドのバグパイプ演奏／コロンビアのラテンダンス／タイの伝統舞踊／アフリカのダンス／ネパールの民族踊り／国際協力活動に関するクイズ(青年海外協力隊OB会)／インドネシア伝統舞踊等) ○世界の文化紹介 ○国際交流団体の活動紹介 ○JICA活動紹介 ○多文化共生パネル展示 ○クイズラリー
	ブース数	35ブース（国内外の国際交流・国際協力団体等）
	来場者数	1,150人



III 国際交流の情報や機会の提供

1 国際交流情報の提供

（1）ホームページ、Facebookによる情報発信・共有

ホームページや Facebook を活用し、迅速な情報発信に努めるとともに、多言語（中国語、韓国語、英語）対応により利用者の利便性向上を図り、県民に国際交流、多文化共生、異文化理解に関する情報を広く提供した。

（2）異文化交流スペースの運営管理

民族衣装や国旗貸出の他、外国の文化を紹介する企画展示などを行った。

県民と在住外国人が気軽に交流できる場として、毎週木曜日に「インターナショナルデー」を開催し、異文化理解が深められるよう努めた。

【インターナショナルデー参加者数】延べ 331 名

【国旗貸出】6 件

【民族衣装貸出】4 件

また、県内の小中高生が在住外国人と気軽に異文化交流できる機会となるよう「夏休みインターナショナルデー・冬の特別版インターナショナルデー」を実施した。

夏休み・冬の特別版インターナショナルデー	
開催日	夏：令和5年7月26～28日、冬：令和6年1月20日
会 場	アトリオン地下1階 多目的ホールA・B
対 象	小学生～高校生
内 容	<p>○ブラジル・ニュージーランド・台湾・韓国・中国出身者による文化紹介 ○各テーブルに分かれてのゲームや交流、ワークショップ等</p> 
参加者数	夏：96名、冬：28名

(3) 生活情報誌「えいあいえい!!!」第25号の発行

秋田で暮らす外国人の生活支援のために、自転車乗車時のヘルメット努力義務化や自転車・自動車事故について、もしもの備えにつながる情報を掲載し、中国語、英語、韓国語、タガログ語、ベトナム語に日本語を併記し発行した。

【発行部数】2,006部（中国語／488部、英語／439部、韓国語／329部、タガログ語／375部、ベトナム語／375部）

【メール配信数】116通

【発行回数】1回（12月）

【内 容】自転車・自動車事故に関するもしもの備え

【配 布 先】日本語教室、行政及び教育機関、ネットワーク団体、民間集客施設、大学、賛助会員等



2 海外諸国との友好交流

(1) 甘肃省技術研修員受入事業（受託）

本県と友好関係にある中国甘肃省から研修員を受け入れ、考古学技術等について研修を行うとともに、一般県民との交流を通じて国際理解を促進した。

【受入期間】約1ヶ月（9月～10月）

【受入人数】1名

【出身国】中国

【研修内容】考古学技術等に係る業務

【主な研修先】秋田県立博物館

秋田県埋蔵文化財センター



(2) 南米研修員受入事業（受託）

在南米秋田県人会の次代を担う人材の育成を目的に、南米からの研修員を受け入れ、日本語及び日本文化について研修を行うとともに、一般県民との交流を通じて国際理解を促進した。

【受入期間】約1ヶ月（9月～10月）

【受入人数】2名

【出身国】ブラジル、アルゼンチン

【研修内容】日本文化、郷土芸能

【主な研修先】秋田市民俗芸能伝承館



賛助会員に関する事項

（人・団体）

	令和5年 3月末	入会	退会		令和6年 3月末	増減
			退会届	会費未納等		
個人会員	23	2	0	1	24	1
団体会員	36	5	0	2	39	3
合計	59	7	0	3	63	4

理事会・評議員会の開催状況

1 理事会

(1) 第1回理事会（書面開催）

ア) 決議があったものとみなされた年月日

令和5年5月10日（水）

イ) 決議があったものとみなされた事項

①評議員会の決議の省略の承認

②評議員会で決議すべき事項の承認

・評議員1名の選任

(2) 第2回理事会

ア) 開催年月日

令和5年6月2日（金）

イ) 決議事項

- ①令和4年度事業報告の承認
- ②令和4年度計算書類等の承認
- ③(公財)秋田県国際交流協会人材確保・育成積立金規程の一部改正案の承認
- ④定時評議員会の招集

ウ) 報告事項

- ①理事長等の職務の執行状況

エ) 出席状況

理事7名中6名出席、監事2名中2名出席

(3) 第3回理事会（書面開催）

ア) 決議があったものとみなされた年月日

令和5年6月22日（木）

イ) 決議があったものとみなされた事項

- ①理事長・副理事長・常務理事の選定承認
- ②理事への使用人職務の委嘱の承認

(4) 第4回理事会

ア) 開催年月日

令和6年3月11日（月）

イ) 決議事項

- ①令和6年度事業計画案の承認
- ②令和6年度収支予算案の承認
- ③資金調達及び設備投資見込みの承認
- ④規程の制定案の承認
- ⑤規程の一部改正案の承認
- ⑥事務局長の選任案の承認

ウ) 報告事項

- ①理事長等の職務の執行状況

エ) 出席状況

理事7名中5名出席、監事2名中1名出席

2 評議員会

(1) 第1回評議員会（書面開催）

ア) 決議があったとみなされた日

令和5年5月23日（火）

イ) 決議があったとみなされた事項

- ①評議員1名の選任

(2) 定時評議員会

ア) 開催日

令和5年6月22日（木）

イ) 決議事項

①令和4年度計算書類等の承認

②理事・監事の選任

ウ) 報告事項

①令和4年度事業報告

②令和5年度事業計画及び収支予算

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	21,274,377	20,611,733	662,644
未収賃金	8,418	9,405	△ 987
貯蔵品	22,166	26,624	△ 4,458
前払費用	9,770	9,770	0
流動資産合計	21,314,731	20,657,532	657,199
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	975,010,742	974,992,069	18,673
定期預金	243,392	262,065	△ 18,673
基本財産合計	975,254,134	975,254,134	0
(2) 特定資産			
投資有価証券	194,247,175	194,202,159	45,016
定期預金	31,752,825	31,797,841	△ 45,016
人材確保・育成積立金	33,000,000	30,000,000	3,000,000
特定資産合計	259,000,000	256,000,000	3,000,000
(3) その他固定資産			
建物	562,159	644,059	△ 81,900
車両	1	1	0
備品	162,852	244,155	△ 81,303
定期預金	4,728,307	4,664,618	63,689
その他固定資産合計	5,453,319	5,552,833	△ 99,514
固定資産合計	1,239,707,453	1,236,806,967	2,900,486
資産合計	1,261,022,184	1,257,464,499	3,557,685
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払預り金	470,107	449,060	21,047
流動負債合計	438,479	289,134	149,345
負債合計	908,586	738,194	170,392
負債合計	908,586	738,194	170,392
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	1,201,254,134	1,201,254,134	0
(うち基本財産への充当額)	(975,254,134)	(975,254,134)	0
(うち特定資産への充当額)	(226,000,000)	(226,000,000)	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	58,859,464	55,472,171	3,387,293
正味財産合計	(33,000,000)	(30,000,000)	(3,000,000)
負債及び正味財産合計	1,260,113,598	1,256,726,305	3,387,293
負債及び正味財産合計	1,261,022,184	1,257,464,499	3,557,685

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基 本 財 産 運 用 益	21,309,014	21,309,014	0
国 債 受 取 利 息	14,188,009	14,188,009	0
地 方 債 受 取 利 息	7,121,000	7,121,000	0
定 期 預 金 受 取 利 息	5	5	0
特 定 資 産 運 用 益	4,200,914	4,200,835	79
国 債 受 取 利 息	4,199,680	4,199,680	0
定 期 預 金 受 取 利 息	634	635	△ 1
人材確保・育成積立金受取利息	600	520	80
そ の 他 資 産 運 用 益	95	94	1
定 期 預 金 受 取 利 息	95	94	1
(秋田銀行定期預金受取利息)	95	94	1
受 取 会 費	515,000	456,000	59,000
贊 助 会 員 会 費 (個 人)	75,000	66,000	9,000
贊 助 会 員 会 費 (團 体)	440,000	390,000	50,000
事 業 収 益	11,022,189	7,481,923	3,540,266
自 主 事 業 収 益	0	0	0
研 修 会 受 講 料 収 益	0	0	0
受 託 料 収 益	11,022,189	7,481,923	3,540,266
外 国 人 相 談 セン ター 運 営 事 業	5,482,474	5,201,314	281,160
甘 肅 省 技 術 研 修 員 受 入 事 業	903,311	0	903,311
南 米 ネ ッ ト ワ ー ク 構 築 事 業	2,531,326	0	2,531,326
多 文 化 共 生 人 材 育 成 事 業	496,100	425,920	70,180
ウ ク ラ イ ナ 避 難 民 受 入 支 援 事 業	1,608,978	1,854,689	△ 245,711
受 取 補 助 金 等	1,557,710	1,511,100	46,610
在 外 県 人 会 受 取 補 助 金	1,411,000	1,411,000	0
地 域 国 際 化 協 会 助 成 金	146,710	100,100	46,610
文 化 庁 助 成 金	0	0	0
秋 田 県 職 員 互 助 会 助 成 金	0	0	0
受 取 寄 付 金	0	0	0
一 般 寄 附 金	0	0	0
受 取 負 担 金	205,545	185,111	20,434
J I C A 負 担 金	205,545	185,111	20,434
雜 収 益	2	2	0
預 金 利 息	2	2	0
雜 収 益	0	0	0
經 常 収 益 計	38,810,469	35,144,079	3,666,390

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
(2) 経常費用			
事 業 費	26,438,214	22,534,277	3,903,937
給 料 手 当 費	9,988,493	10,051,704	△ 63,211
福 利 厚 生 費	2,467,710	2,507,481	△ 39,771
会 議 費	32,075	48,830	△ 16,755
海 外 会 議 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	1,023,722	264,369	759,353
海 外 旅 費 交 通 費	1,179,770	0	1,179,770
通 信 運 搬 費	533,531	529,168	4,363
海 外 通 信 運 搬 費	0	0	0
減 價 償 却 費	124,647	158,400	△ 33,753
消 耗 品 費	1,301,273	1,806,037	△ 504,764
車両 費	167,003	96,375	70,628
印 刷 製 本 費	506,155	389,025	117,130
使 用 貸 借 料	1,461,889	1,096,088	365,801
海 外 使 用 貸 借 料	0	0	0
保 国 陰 書 費	118,245	29,575	88,670
諸 海 謝 金	44,800	40,800	4,000
教 外 諸 謝 金	2,324,500	1,832,000	492,500
助 動 成 助 金	450,812	240,000	210,812
活 動 补 助 金	317,800	0	317,800
海 外 活 動 补 助 金	1,395,000	1,395,000	0
支 払 助 成 金	1,358,850	833,060	525,790
委 諸 経 費	1,362,389	867,350	495,039
諸 租 税 公 課 費	156,624	281,871	△ 125,247
教 外 諸 税 公 課 費	51,270	200	51,070
海 雜 税 公 課 費	24,000	24,000	0
管 理 費	47,656	0	47,656
給 料 手 当 費	8,984,962	8,256,852	728,110
福 利 厚 生 費	4,996,561	4,823,117	173,444
会 議 費	1,124,960	1,086,977	37,983
旅 通 費 交 通 費	67,604	4,900	62,704
減 價 償 却 費	123,183	35,020	88,163
消 耗 品 費	83,208	83,490	△ 282
車両 費	38,556	55,861	△ 17,305
印 刷 製 本 費	26,926	24,754	2,172
使 用 貸 借 料	28,687	16,555	12,132
國 諸 税 公 課 費	62,680	12,110	50,570
管 理 費	1,708,236	1,330,509	377,727
諸 租 税 謝 金	0	0	0
管 理 費	396,000	396,000	0
諸 租 税 公 課 費	37,200	38,400	△ 1,200

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
支 払 負 担 金	226,900	225,900	1,000
諸 経 費	64,261	123,259	△ 58,998
経 常 費 用 計	35,423,176	30,791,129	4,632,047
評価損益等調整前当期経常増減	3,387,293	4,352,950	△ 965,657
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,387,293	4,352,950	△ 965,657
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,387,293	4,352,950	△ 965,657
一般正味財産期首残高	55,472,171	51,119,221	4,352,950
一般正味財産期末残高	58,859,464	55,472,171	3,387,293
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	21,309,014	21,309,014	0
国債受取利息	14,180,336	14,180,336	0
地方債受取利息	7,110,000	7,110,000	0
定期預金受取利息	5	5	0
基本財産受取利息(償却分)	18,673	18,673	0
特定資産運用益	4,200,914	4,200,835	79
国債受取利息	4,154,664	4,154,664	0
定期預金受取利息	634	635	△ 1
人材確保・育成積立金受取利息	600	520	80
特定資産受取利息(償却分)	45,016	45,016	0
一般正味財産への振替額	25,509,928	25,509,849	79
一般正味財産への振替額	25,509,928	25,509,849	79
受取利息	25,509,928	25,509,849	79
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,201,254,134	1,201,254,134	0
指定正味財産期末残高	1,201,254,134	1,201,254,134	0
III 正味財産期末残高	1,260,113,598	1,256,726,305	3,387,293